

# みらい1分ニュースレター

2010/10/12 第45号

隔週配信

## 中国版

### 【滴水穿石】てきすいせんせき

企業が源泉徴収義務者であるのは、日中とも同様です。違いは、日本は従業員の源泉税について総額を納付書に記載するのに対し、中国は個人ごとに提出することが必要な点です。企業の管理部門にとっては、このような管理業務をいかに効率的に行うかも、経営課題のひとつになるでしょう。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic of China

## テーマ

### 所得税の徴収管理強化に関する通知

—国税発[2010]54号

## ポイント

✓ 公布部門： 国家税務総局

✓ 施行： 2010年5月31日

✓ 対象者： 源泉徴収対象者

✓ 影響：

企業の源泉徴収 及び 高所得者の確定申告に対する管理体制が強化され、所得税の徴収が一層厳格化されます。

## 解説

### 所得税 徴収管理強化に関する通知内容 1

(※2、3と次号に続きます)

#### (1) 税源調査の実施

各地で個人所得税の税源調査が行われ、個人の所得・源泉徴収に関するデータベースが作成されます。

#### (2) 「個人別源泉徴収税額報告書」に対する不定期抽出調査の実施

企業は源泉徴収義務者として、従業員全員につき、「個人別源泉徴収税額報告書」の作成・提出が義務づけられていますが、全従業員につき、洩れなく全支払額を記載するよう、税務署が改めて指導する内容となっています。税務署は、不定期の抽出調査を実施し、状況を審査しています。既に審査を実施した企業に対しては、給与所得以外の役務報酬、立替え経費、または社外従業員への支払額を正確に申告するように指導がなされています。不備が発見された場合には、関連規定に従い処罰されます。

#### (3) 年間所得12万元以上の高額所得者の確定申告の強化

年間所得が12万元以上の高額所得者は、企業が行う「個人別源泉徴収税額報告書」の提出とは別に確定申告が義務づけられていますが、この確定申告の管理が従来よりさらに厳密に行われます。

#### (4) 電子申告の積極的な普及の推進

税務署は、上記(2)(3)において、電子申告による報告書の提出を奨励しています。

上記(2)において、源泉徴収義務者である企業は、従来以上に経理・人事面での管理業務レベルを引き上げ、税務署の要求水準をクリアする必要があります。

## 実務面での影響

執筆：李 東旭(りとうきよく)

 **みらいコンサルティンググループ**

- ◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇ [名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

